

広報きりゅうに掲載する広告の取扱いに関する要綱

(平成 18 年 2 月 1 日施行)

改正 平成 23 年 12 月 16 日 平成 25 年 3 月 1 日

平成 26 年 4 月 1 日 平成 27 年 2 月 1 日

平成 29 年 4 月 1 日 令和元年 10 月 1 日

令和 2 年 4 月 1 日 令和 3 年 6 月 28 日

令和 5 年 1 月 1 日 令和 5 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、広報きりゅうに掲載する広告(以下「広告」という。)の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載)

第 2 条 広告は、市政情報の提供の妨げにならない範囲で、掲載を行うものとする。

(広告の種類等)

第 3 条 広告の種類、掲載場所、枠の大きさ、1 回の掲載料及び 1 発行あたりの掲載枠は、毎号次のとおりとする。

種類	掲載場所	枠の大きさ	1 回の掲載料(消費税及び地方消費税込み)	1 発行あたりの掲載枠
1 号 広告	表紙と裏表紙を除く中ページの最下段	縦 4.5 センチメートル、横 17.8 センチメートル	31,350 円	1 号広告で 2 枠程度(2 号広告で 4 枠程度)
2 号 広告	表紙と裏表紙を除く中ページの最下段	縦 4.5 センチメートル、横 8.8 センチメートル	15,620 円	
3 号 広告	裏表紙の最下段	縦 4.5 センチメートル、横 17.8 センチメートル	41,800 円	1 枠まで

2 市ホームページに掲載する広報きりゅうにおいては、広告は表示しないものとする。

(掲載できる広告)

第 4 条 掲載できる広告は、事業所、商店、公共的団体等の広告で、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 広報きりゅうの公共性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項に掲げる営業に該当するもの
- (3) 国内の法令に違反するもの又は違反するおそれのあるもの

- (4) 貸金業法(昭和 58 年法律第 32 号)第 2 条に規定する貸金業に該当するもの
 - (5) 法律に定めのない医療類似行為を行う施設
 - (6) 悪質商法その他大きな社会問題となっているもの
 - (7) 青少年の健全育成に反するもの
 - (8) 誇大表示若しくは不当表示又は表現方法等が不適切なもの
 - (9) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関わるもの
 - (10) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれのあるもの
 - (11) その他広報きりゅうに掲載することが不適当と認めるもの
- (広告掲載の順位)

第 5 条 広告掲載は、原則として申込み順とする。

(広告掲載の申込み)

第 6 条 広告を掲載しようとする者は、掲載希望号の発行日 1 か月前までに、「広報きりゅう」広告掲載申込書(様式第 1 号)に広告の原稿を添えて市長に申し込むものとする。この場合において、申込受付の開始日はその前年度の 2 月 1 日(日曜日及び土曜日の場合は、翌開庁日)とする。

2 広告掲載の申込みは、1 発行につき 1 広告のみとする。

(広告掲載の可否の決定)

第 7 条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、当該申込みに関わる広告が第 4 条各号のいずれにも該当しないかどうか審査し、広告掲載の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の広告掲載の可否を決定したときは、「広報きりゅう」広告掲載決定通知書(様式第 2 号)で、申込みを行った者に通知するものとする。

3 第 1 項の決定には、条件を付することができる。

(広告掲載料の納付)

第 8 条 広告掲載料は、市長の指定する期日までに、一括して納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

(広告主の責任等)

第 9 条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 版下原稿の作成は、広告主の負担とする。

(広告主の届出義務)

第 10 条 広告主は、次の各号いずれかに変更があったときは、「広報きりゅう」広告掲載申込者変更届(様式第 3 号)により、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 代表者
- (3) 住所(所在地)
- (4) 電話番号

(5) その他市長が必要と認める事項
(広告掲載の取消し)

第 11 条 市長は、市の行政運営上支障があるときは、広告の掲載を取り消すことができる。

2 前項の規定により、広告主に損害が生じてても市は賠償の責任を負わない。
(広告掲載の辞退)

第 12 条 広告主が自己の都合により広告掲載を辞退するときは、当該広告主は、掲載希望号の発行日 1 か月前までに、「広報きりゅう」広告掲載辞退届(様式第 4 号)を市長に提出しなければならない。

(広告掲載料の還付)

第 13 条 納入された広告掲載料は、還付しない。ただし、広告掲載が決定した後
に広告主の責めに帰さない事由により、広告を掲載できなかったときは、広告掲載料を還付するものとする。

(広告審査会)

第 14 条 第 7 条に規定する広告の審査を補助し、市長に対して広告掲載の可否に関わる意見を述べるため、広告審査会(以下「審査会」という。)を魅力発信課に置く。

2 審査会は、企画課長、魅力発信課長、総務課長、財政課長、契約検査課長及び商工振興課長の職にある者を委員として組織する。

3 審査会に委員長を置き、魅力発信課長の職にある者をもって充てる。

4 委員長は、審査会の会議を招集し、進行するとともに委員の意見を集約する。

5 審査会の会議を招集する時間的余裕がないときは、委員長は書面により各委員から意見を聴取し、これをもって会議に代えることができる。

(補則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、広報きりゅうに掲載する広告の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 12 月 16 日)

この要綱は、平成 23 年 12 月 16 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 1 日)

この要綱は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 4 月 1 日)

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 2 月 1 日)
この要綱は、平成 27 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 4 月 1 日)
この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 10 月 1 日)
この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 4 月 1 日)
この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 6 月 28 日)
この要綱は、令和 3 年 6 月 28 日から施行する。

附 則(令和 5 年 1 月 1 日)
この要綱は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 4 月 1 日)
この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号(第 6 条関係)

「広報きりゅう」広告掲載申込書
[別紙参照]

様式第 2 号(第 7 条関係)

「広報きりゅう」広告掲載決定通知書
[別紙参照]

様式第 3 号(第 10 条関係)

「広報きりゅう」広告掲載申込者変更届
[別紙参照]

様式第 4 号(第 12 条関係)

「広報きりゅう」広告掲載辞退届
[別紙参照]